

令和5年11月19日（日）

湖南省防災士連絡会

# 地震災害出前講座

～防災士に求められる行動と  
避難所の問題への対応～



滋賀県地域防災アドバイザー 防災士 笠原恒夫

## 本日の内容

- ・関東大震災から100年
- ・近年の地震
- ・滋賀県の地震被害想定
- ・南海トラフ巨大地震の被害想定
- ・湖南市が想定している地震
- ・地域防災力
- ・災害時に自主防災組織に期待される活動・役割
- ・避難所の開設と運営（防災士としてどう関わるか）
- ・日頃からできる訓練や演習
- ・防災士の心得

NHK

1923年9月1日

# 関東大震災



	関東大震災	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生年月日	1923年（大正12年）9月1日 土曜日 午前11時58分	1995年（平成7年）1月17日 火曜日 午前5時46分	2011年（平成23年）3月11日 金曜日 午後2時46分
地震規模	マグニチュード M7.9	マグニチュード M7.3	モーメントマグニチュード Mw9.0
直接死・行方不明	約10万5千人 （うち焼死 約9割）	約5,500人 （うち窒息・圧死 約7割）	約1万8千人 （うち溺死 約9割）
災害関連死	—	約900人	約3,800人
全壊・全焼住家	約29万棟	約11万棟	約12万棟
経済被害	約55億円	約9兆6千億円	約16兆9千億円
当時のGDP	約149億円	約522兆円	約497兆円
GDP比	約37%	約2%	約3%
当時の国家予算	約14億円	約73兆円	約92兆円

# 熊本震災

(平成28年熊本地震)

平成28年(2016年)4月14日(木) 21:26

2018. 3現在

震源の深さ 11 km

地震の規模 マグニチュード6.5

**震度7** 熊本県益城町宮園 多くの地域で震度6強

被害状況 人的被害(死者 50名 行方不明者 0 震災関連死 211名)



# 大阪府北部地震

平成30年(2018年)6月18日(月)7:58

震源の深さ 13 km 地震の規模 マグニチュード6.1

震度6弱 大阪府北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市

被害状況 人的被害 死者42人 負傷者762人

2019. 2. 12現在



## 大阪北部地震震源周辺の断層帯



(気象庁資料より)

# 北海道胆振東部地震

平成30年(2018年)9月6日(火) 3:07

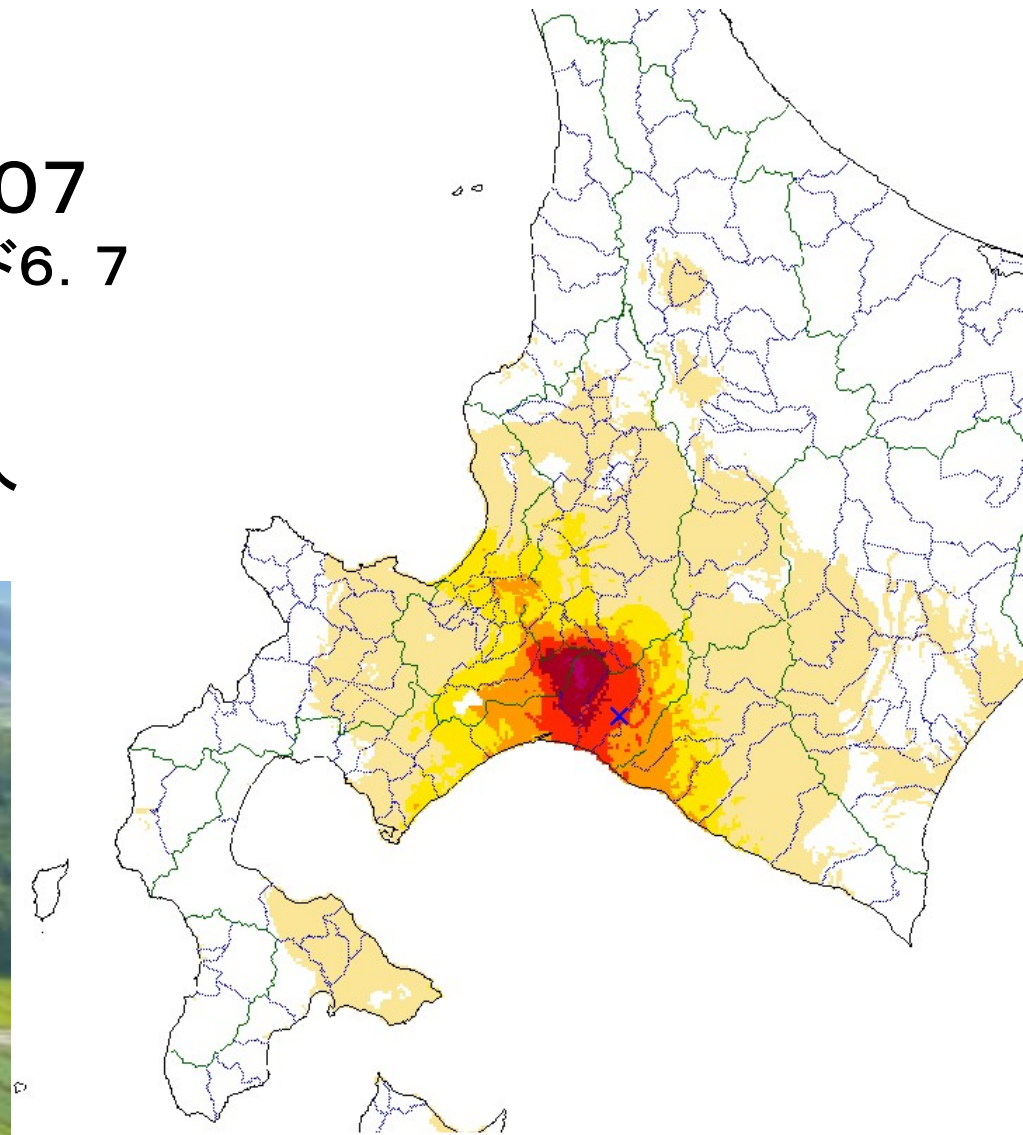
震源の深さ 37 km 地震の規模 マグニチュード6.7

**震度7** 厚真町鹿沼

震度6強 厚真町京町、安平町、むかわ町

被害状況 人的被害 死者42人 負傷者762人

2019. 1. 28現在



09月06日 03時08分 胆振地方中東部 M6.7

09月06日 03時12分

震度 4 5弱 5強 6弱 6強 7

# 山形県沖地震

令和元年(2019年)6月18日(火) 22:22

震源の深さ 14 km 地震の規模 マグニチュード6.7

震度6強 新潟県村上市

震度6弱 山形県鶴岡市

被害状況 人的被害 負傷者26人 2019. 6. 19現在

出典:読売新聞



## 日本海東縁部で発生した主な地震

北海道南西沖地震  
1993年 M7.8

ひずみ集中帯

日本海中部地震  
1983年 M7.7

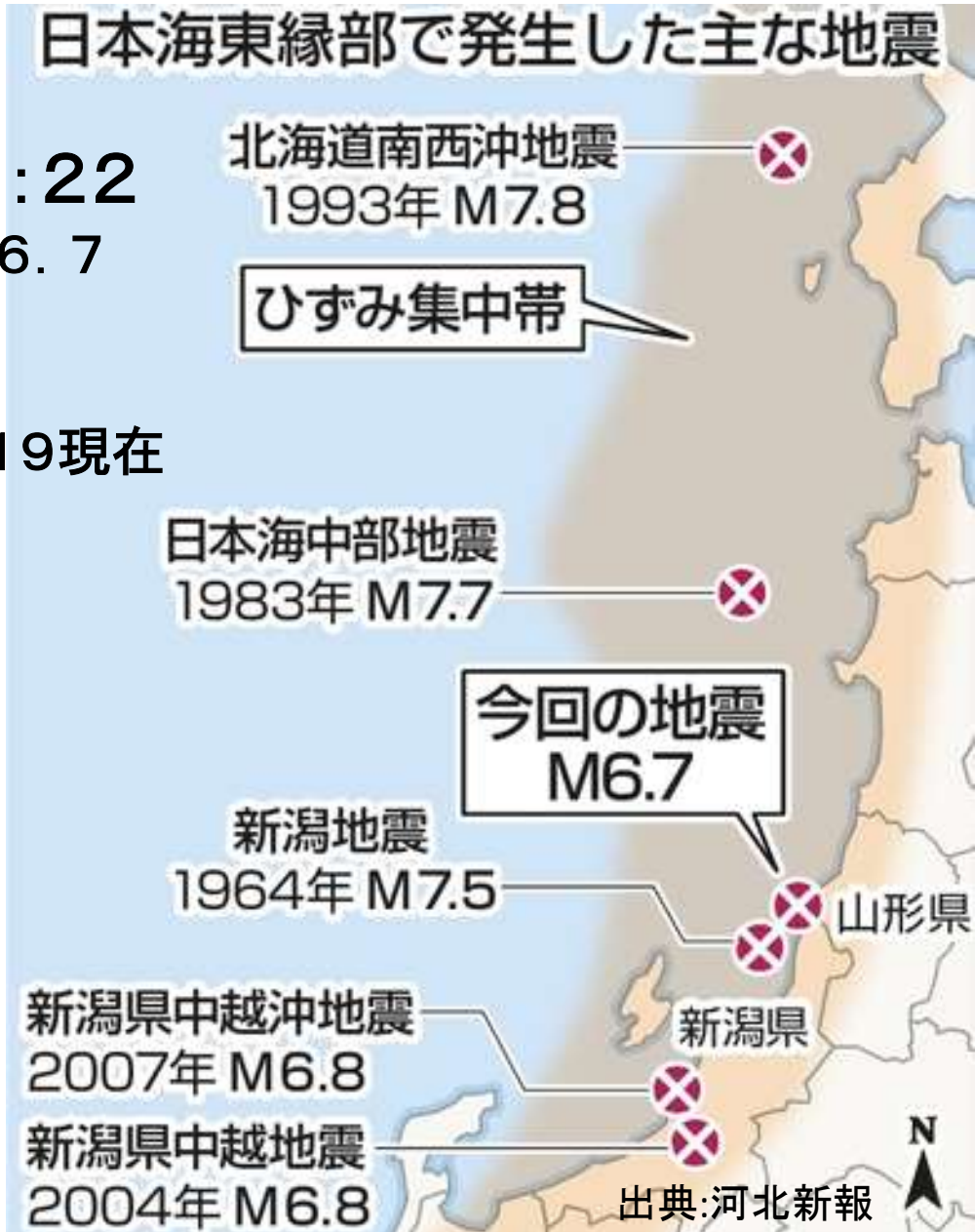
今回の地震  
M6.7

新潟地震  
1964年 M7.5

新潟県中越沖地震  
2007年 M6.8

新潟県中越地震  
2004年 M6.8

出典:河北新報





# 能登半島地震2023

令和5年 (2023年) 5月5日 (金) 14:42

震源の深さ 10 km

地震の規模 マグニチュード6.5

震度6強 石川県珠洲市

震度6弱 石川県輪島市

被害状況 人的被害 (死者1名、負傷者33名)

住家被害 542棟 (うち全壊15棟、半壊13棟)

2023.5.11現在



## 震度6強以上を観測した主な地震

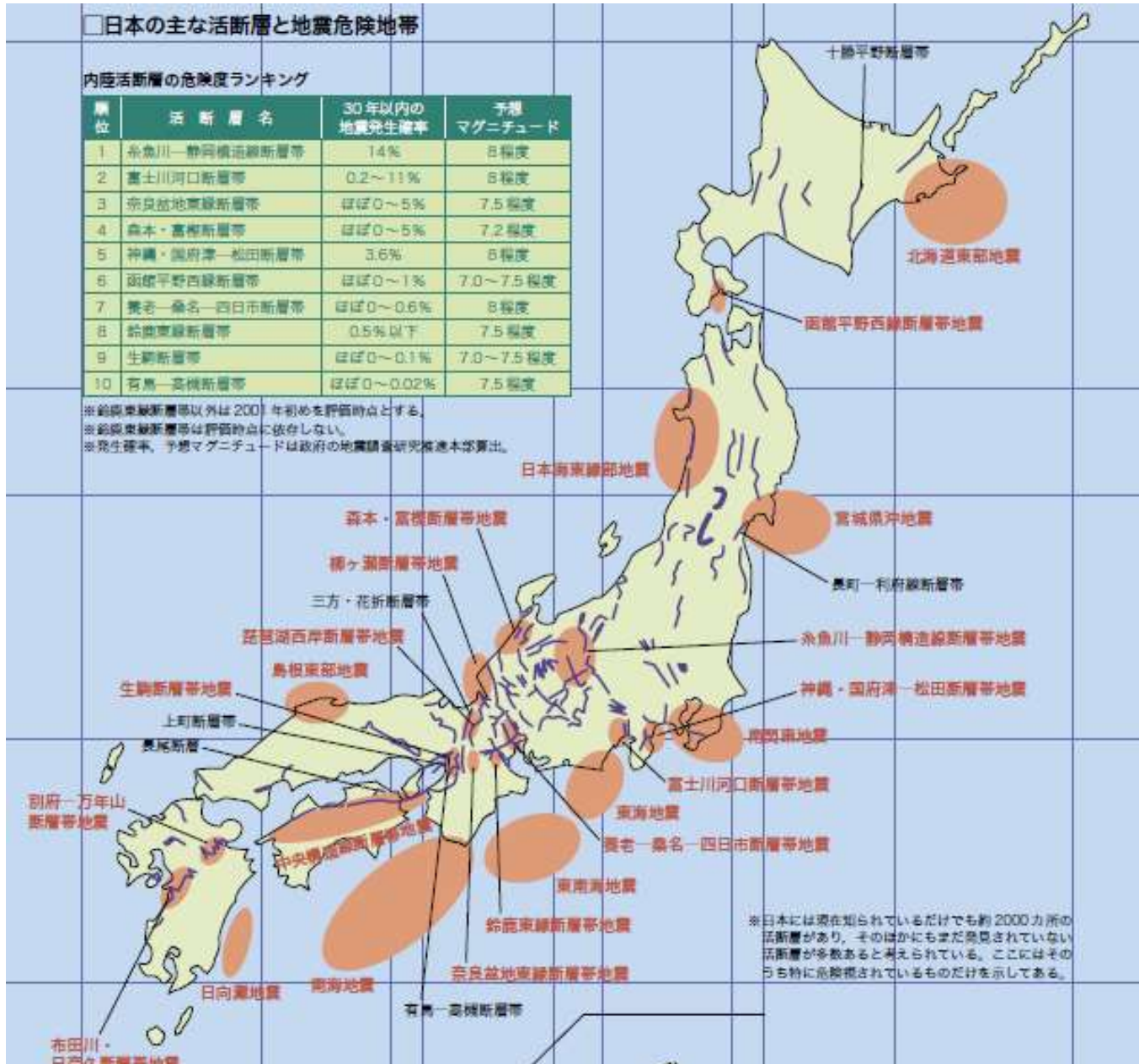
年	月日	地震名	マグニチュード	震度
1995年(平成7年)	1月17日	阪神淡路大震災	M7.3	震度7
2000年(平成12年)	10月6日	鳥取県西部地震	M7.3	震度6強
2003年(平成15年)	7月26日	宮城県北部地震	M6.4	震度6強
2004年(平成16年)	10月23日	新潟県中越地震	M6.8	震度7
2007年(平成19年)	3月25日	能登半島地震2007	M6.9	震度6強
2007年(平成19年)	7月16日	新潟県中越沖地震	M6.8	震度6強
2008年(平成20年)	6月14日	岩手・宮城内陸地震	M7.2	震度6強
2011年(平成23年)	3月11日	東日本大震災	M9.0	震度7
2011年(平成23年)	3月12日	長野県で誘発地震	M6.7	震度6強
2011年(平成23年)	3月15日	静岡県で誘発地震	M6.4	震度6強
2011年(平成23年)	4月7日	宮城県沖で余震	M7.2	震度6強
2016年(平成28年)	4月14日	熊本地震(前震)	M6.5	震度7
2018年(平成30年)	9月6日	北海道胆振東部地震	M6.7	震度7
2019年(令和元年)	6月18日	山形県沖地震	M6.7	震度6強
2023年(令和5年)	5月5日	能登半島地震2023	M6.5	震度6強

□日本の主な活断層と地震危険地帯

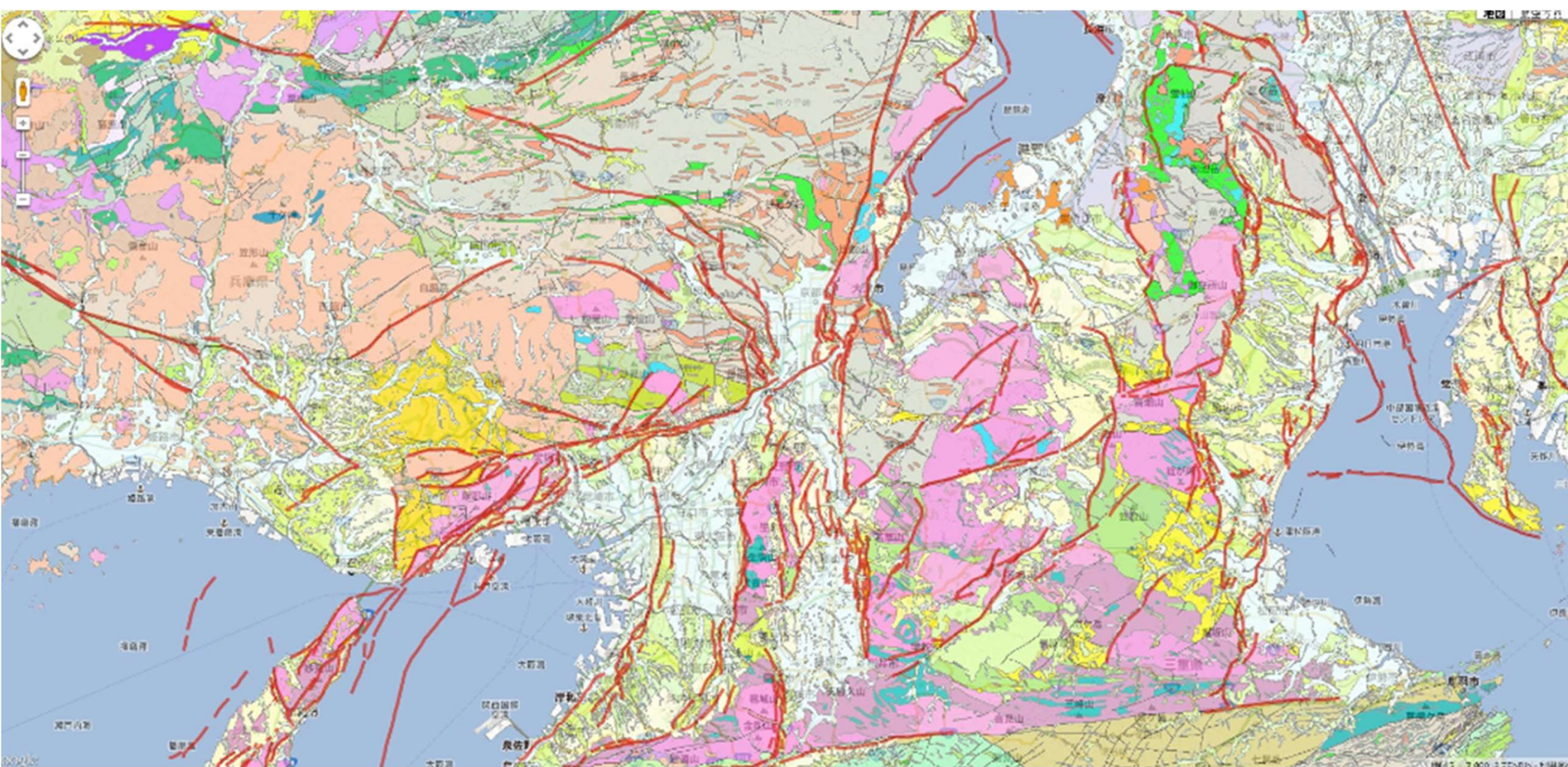
内陸活断層の危険度ランキング

順位	活断層名	30年以内の地震発生確率	予想マグニチュード
1	糸魚川—静岡構造線断層帯	14%	8程度
2	富士川河口断層帯	0.2~11%	6程度
3	奈良盆地東縁断層帯	ほぼ0~5%	7.5程度
4	森本・富樫断層帯	ほぼ0~5%	7.2程度
5	神鏡・国府津—松田断層帯	3.6%	8程度
6	函館平野西縁断層帯	ほぼ0~1%	7.0~7.5程度
7	養老—桑名—四日市断層帯	ほぼ0~0.6%	8程度
8	鈴鹿東縁断層帯	0.5%以下	7.5程度
9	生駒断層帯	ほぼ0~0.1%	7.0~7.5程度
10	石馬—高槻断層帯	ほぼ0~0.02%	7.5程度

※糸魚川—静岡構造線断層帯以外は2001年初めに評価時点とする。  
 ※糸魚川—静岡構造線断層帯は評価時点に依存しない。  
 ※発生確率、予想マグニチュードは政府の地震調査研究推進本部算出。



※日本には現在知られているだけでも約2000カ所の活断層があり、そのほかにもまだ発見されていない活断層が多数あると考えられている。ここにはそのうち特に危険視されているものだけを示してある。



# 県域の内陸活断層(帯)分布図

①琵琶湖西岸断層帯

②花折断層帯

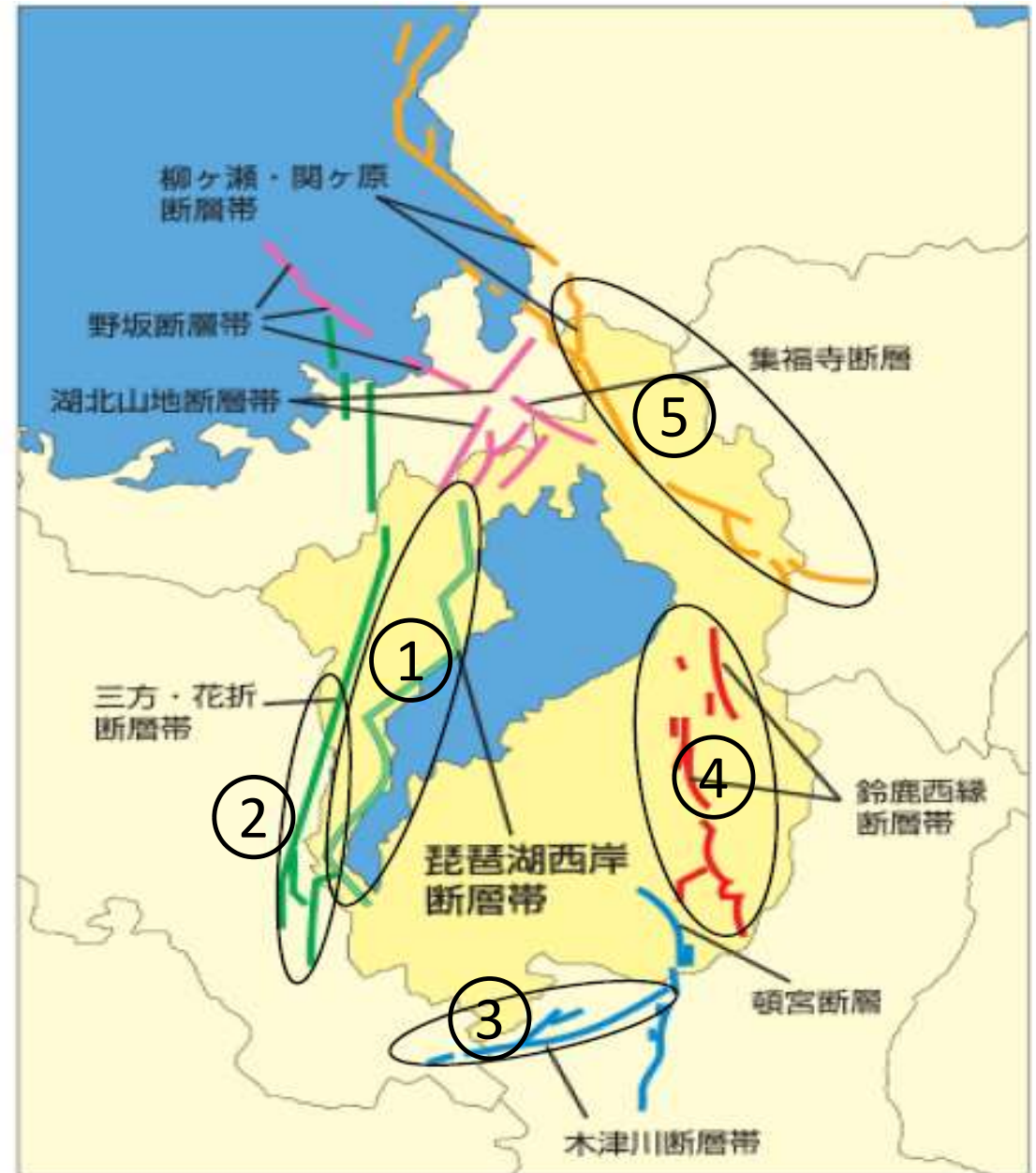
③木津川断層帯

④鈴鹿西縁断層帯

⑤柳ヶ瀬／関ヶ原断層帯



今回想定対象震源断層(帯)



市町名	琵琶湖西岸		花折		木津川		鈴鹿西縁		柳ヶ瀬/関ヶ原	
	① 断層帯		② 断層帯		③ 断層帯		④ 断層帯		⑤ 断層帯	
	Case1	Case2	Case2	Case3	Case1	Case3	Case1	Case2	Case1	Case2
大津市	7	7	7	7	6弱	6強	5強	5強	5弱	5弱
彦根市	5強	6弱	5強	5弱	5強	5弱	7	7	6弱	6強
長浜市	6弱	6弱	5弱	5弱	4以下	4以下	6強	6強	7	7
近江八幡市	6強	7	6弱	6弱	5強	5強	6弱	6弱	5強	6弱
草津市	7	7	6強	6強	6弱	6弱	5強	5強	5弱	5弱
守山市	7	7	6強	6強	5強	5強	5強	5強	5強	5弱
栗東市	6強	7	6強	6弱	6弱	6弱	5強	5強	5弱	5弱
甲賀市	6弱	6弱	6弱	5強	7	7	7	6強	5強	5弱
野洲市	6強	7	6強	6強	5強	5強	5強	5強	5強	5強
湖南市	6強	6強	6弱	6弱	6強	6強	6弱	6弱	5強	5弱
高島市	7	7	6弱	5強	4以下	4以下	5強	5強	6弱	6強
東近江市	6弱	6弱	5強	5強	6弱	6弱	7	7	6弱	6弱
米原市	5強	5強	5弱	5弱	5弱	4以下	6強	6強	7	7
日野町	5強	5強	5強	5強	6弱	6弱	7	7	5強	5弱
竜王町	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	5強	5強
愛荘町	5強	6弱	5弱	5弱	5強	5弱	7	7	6弱	6弱
豊郷町	5強	6弱	5弱	5弱	5弱	5弱	6強	7	6弱	6弱
甲良町	5強	5強	5弱	5弱	5弱	5弱	7	7	6弱	6弱
多賀町	5強	5強	5弱	5弱	5弱	5弱	7	7	6弱	6弱

# 南海トラフ巨大地震の被害想定

# 2012年8月29日に発表された 南海トラフ巨大地震の主な被害想定

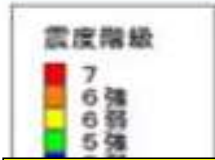
## 死者数等の想定

季節	時間帯	避難率低い	避難率高い
冬	深夜	32万3000人	20万9000人
	午後6時	27万8000人	15万2000人
夏	正午	23万8000人	11万1000人

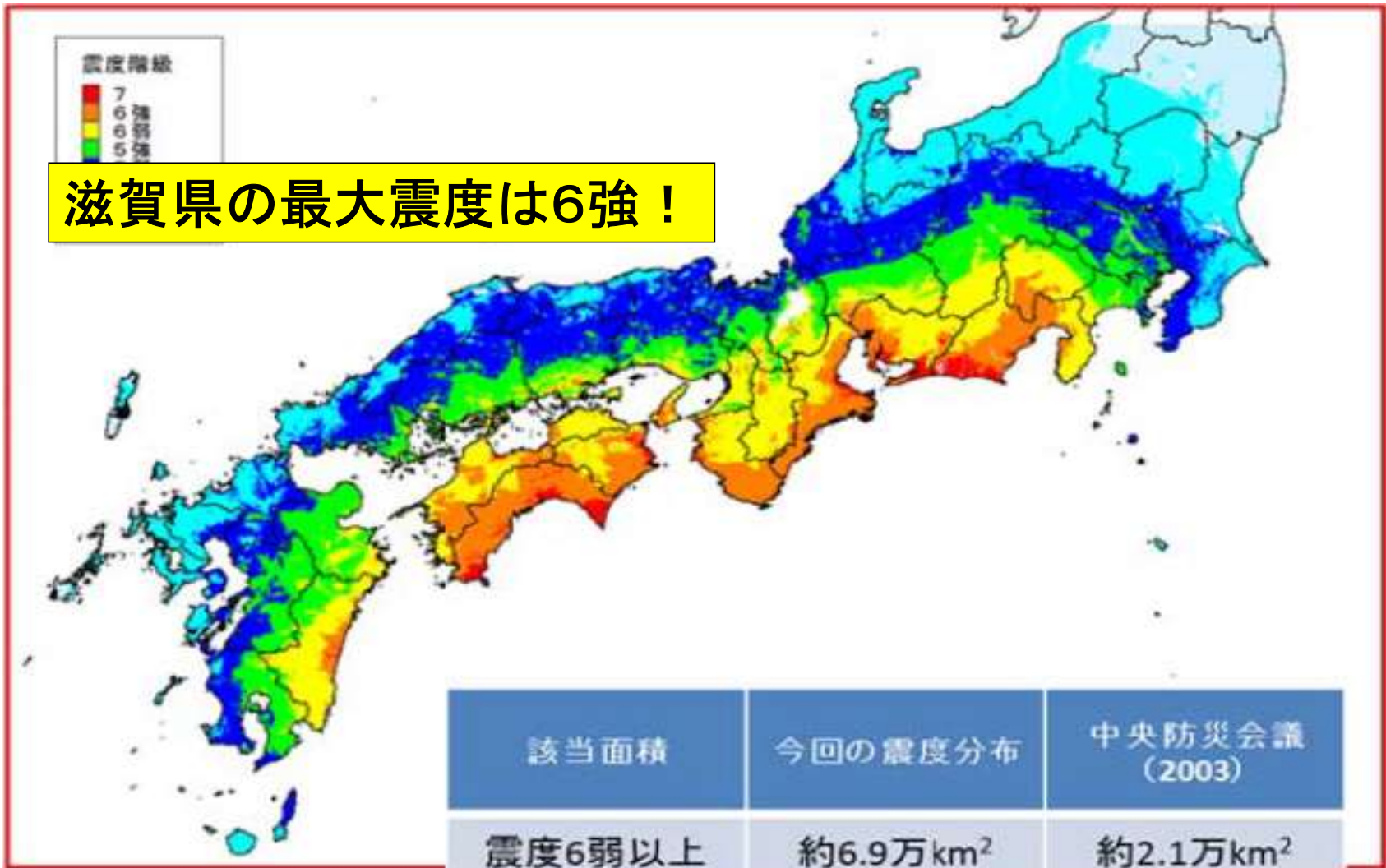
※ 避難率が「高い」とは地震が昼間に発生してから5分後（夜は10分後）に住民の7割が避難を始め、「低い」は15分後（夜は20分後）に住民の5割が避難を始めると想定。

	死者数	全壊棟数
滋賀県	500人	1万3000棟





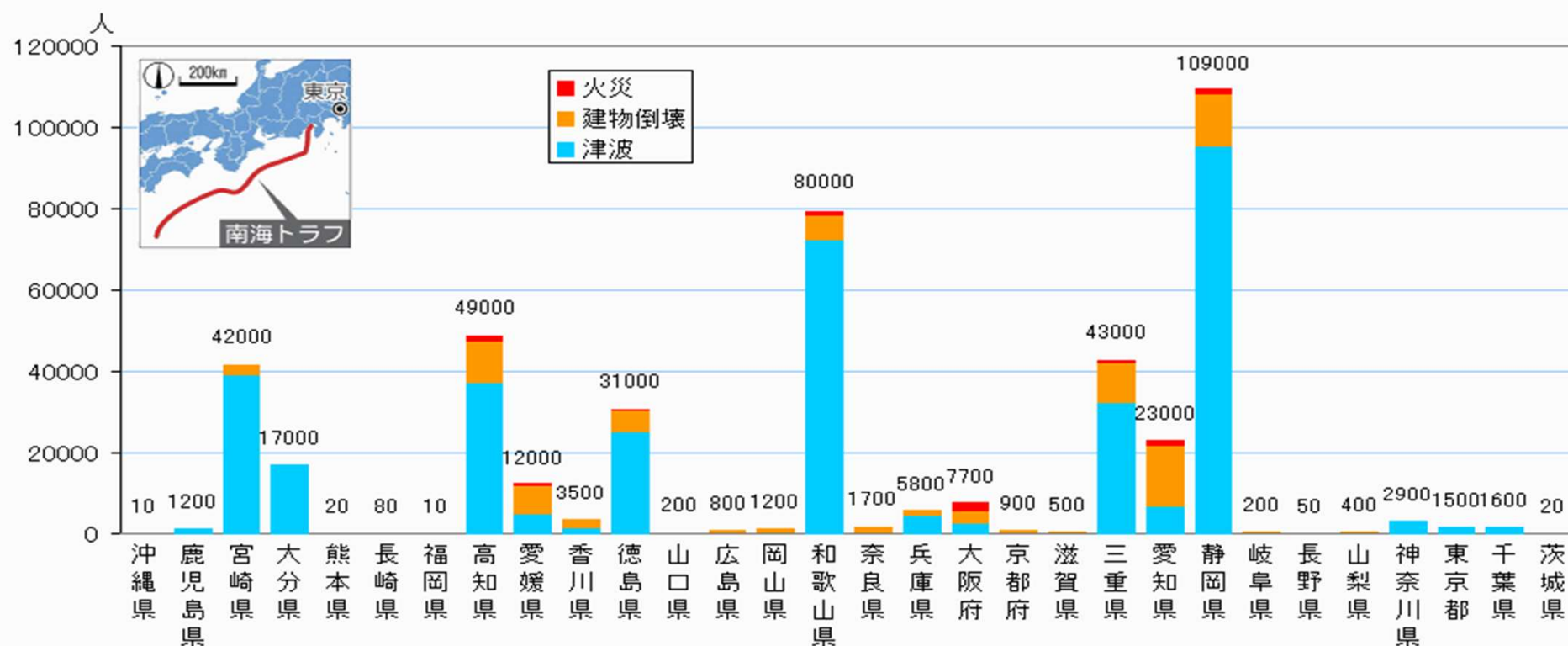
滋賀県の最大震度は6強！



該当面積	今回の震度分布	中央防災会議 (2003)
震度6弱以上	約6.9万km <sup>2</sup>	約2.1万km <sup>2</sup>
震度6強以上	約2.8万km <sup>2</sup>	約0.5万km <sup>2</sup>
震度7	約0.7万km <sup>2</sup>	約0.03万km <sup>2</sup>

# 南海トラフ巨大地震による都道府県別死者数 (最大想定)

南海トラフ巨大地震による都府県別死者数(最大想定)



(注) どの断層が大きく滑るかという津波ケースや発災季節・時間がそれぞれ異なる都府県ごとの最大想定。2012年8月29日内閣府公表資料による。  
(資料) 毎日新聞(2012年8月30日)

# 南海トラフ巨大地震対策の検討結果！

## 1週間分の備蓄(1人分)

### ① カセットコンロ

温かい飲食物は、免疫力維持につながる。ボンベ1本で1.5ℓのお湯を10回前後作れるが、冬場や屋外ではお湯が沸きにくくなる

### ② 携帯電話の充電器

### ③ 食料

3食×7日=21食+補助食品。普段の生活で食べながら、補充。パンやシリアルなどを組み合わせて、飽きが来ないように

### ④ トイレ

回数の目安は、5~6回×7日=40回前後。1回の便量の目安は200cc程度。一つの袋を何回使えるかは品物や使用者の判断で変わる

### ⑤ 飲料水

3ℓ×7日=21ℓ。1日3ℓは最低限。たくさん飲む人や生活用水で使うにはもっと多く必要に



有識者会議の報告書で示された品目。危機管理協会や日本トイレ研究所などへの取材をもとに作製

The Asahi Shimbun

## 被害想定 死者32万人、損失220兆円

南海トラフ沿いでマグニチュード(M)9.1の地震が起きた場合に考えられる被害の推計を指す。最悪の場合、死者が約32万人、負傷者が約62万人、建物の全壊が約239万戸に上る。3千万人超が断水に見舞われ、2700万軒超が停

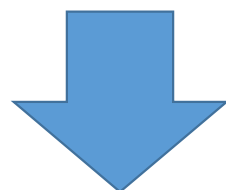
電。経済的損失は約220兆円と見込まれている。トラフでは、過去約100~150年の間隔で、M8前後の地震が繰り返し起きてきたが、国は東日本大震災を受けて千年に1度の「考えうる最大級」を想定の対象にした。

南海トラフ地震予知困難  
備蓄1週間分求める

# 南海トラフ巨大地震の長期被害額推計

平成30年6月7日

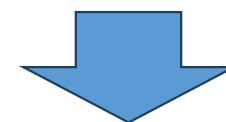
土木学会が南海トラフ巨大地震の長期的経済被害を推計した。



南海トラフ巨大地震の発生後、20年間で最悪1,410兆円

南海トラフ巨大地震の発生確率は、今後30年以内で70%~80%

**国難**



今後40年以内で90%

# 9世紀の地震 (今世紀と類似)

841年伊豆丹那断層

864年～866年

富士山の噴火

868年兵庫山崎断層

869年貞観地震

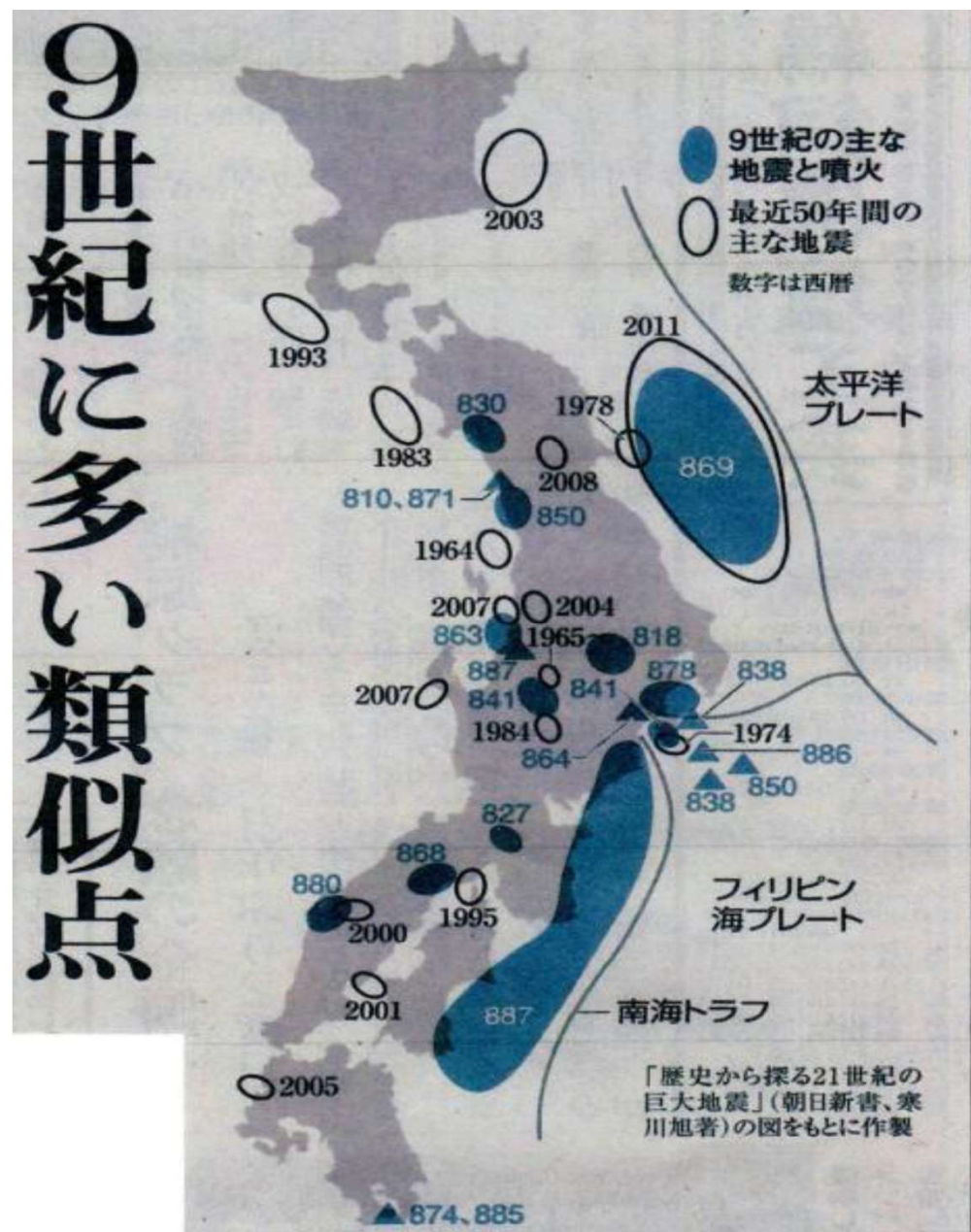
(東日本大震災と類似)

878年関東南部地震

880年出雲地震

887年南海地震

(注) 2011年3月25日朝日新聞情報



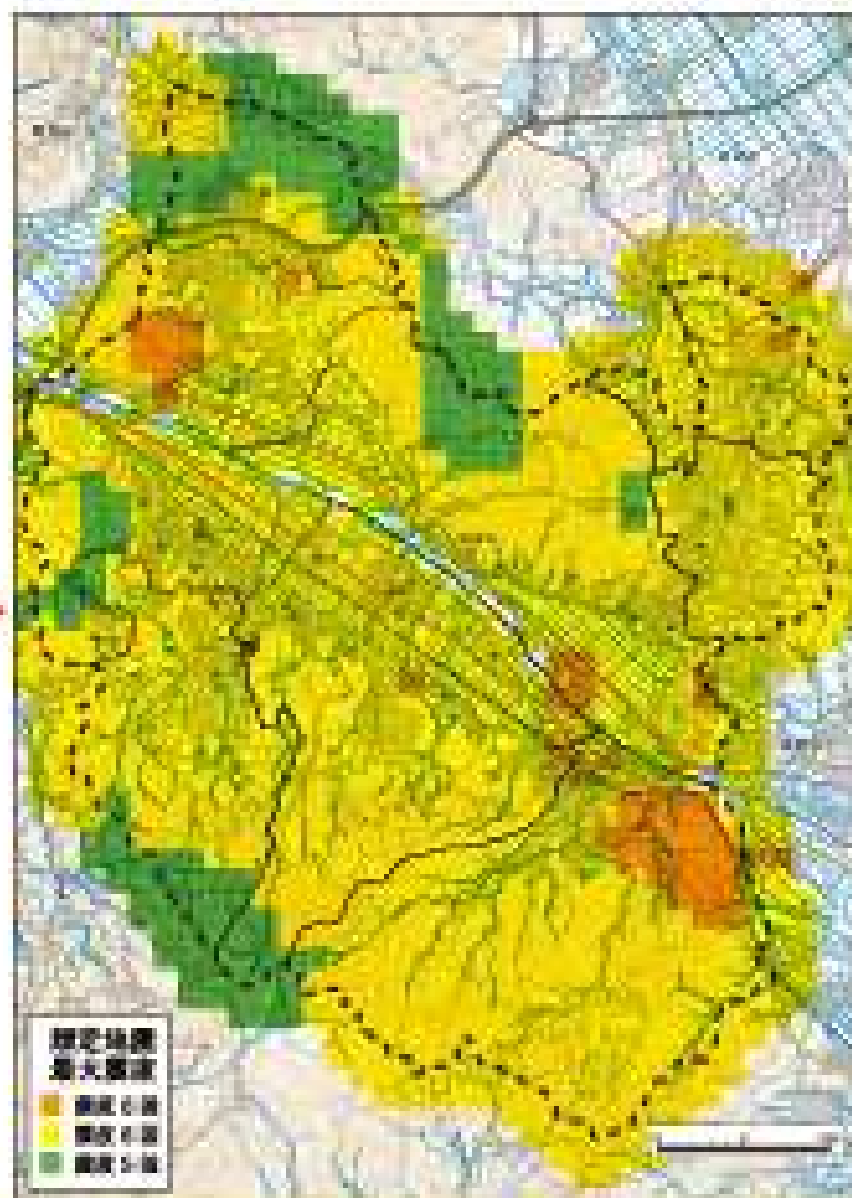
## 湖南省で想定される地震被害

被害想定項目				正統派西岸断層帯	南海トラフ地震
マグニチュード(Mw:モーメントマグニチュード)				7.8	(9.0)
本市区域内の想定最大震度				6強	6強
被害種別・項目・時期			単位		
建物被害	全壊棟数		棟	184	254
	半壊棟数			1,421	2,151
人的被害	死者数	冬・深夜	人	10	10
避難者	全避難者 (在宅避難者含む)	1週間後	人	3,636	3,940

## 注意事項

この震度分布図で表示した震度は、地震の規模や震源の距離から予測した平均的な揺れの大きさであり、地震の発生の仕方によっては、揺れがこれよりも強くなったり、弱くなったりすることがあります。

市民の皆様には、「起こりうる大地震」に備え、地震が発生した際は、まずは自分の身を守ること、そして住宅の耐震化・家具の転倒防止・生活必需品の備蓄等の防災対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。



# 避難所一覧

## 指定避難所一覧

No	名称	電話 (0748)	FAX (0748)	収容人数 (人)	所在地	対象地区
1	三善児童館	72-2099	72-2099	134	三善1126番地	三善小学校区 [三善区、妙徳寺区]
2	三善くじら保育園	72-1385	72-1385	227	三善1168番地	
3	三善まちづくりセンター	72-4532	72-2636	115	三善1186番地	
4	くも地蔵人権福祉市民交流センター	72-3166	72-3301	98	三善1186番地	
5	三善小学校	72-4616	72-6611	539	三善3100番地	
6	保養センター	72-4008	72-1461	77	夏見585番地	三善小学校区 [高木区、夏見区、針区、ルモン中地区、中央区、平松区、柳子地区]
7	三善小学校	72-0025	72-6432	612	夏見1857番地	
8	夏見会館	72-3083	72-3083	63	夏見1505番地1	
9	甲西高等学校	72-3611	72-5549	463	針1番地	
10	甲西中学校	72-1138	72-3484	876	針284番地	
11	平松こども園	72-0390	72-0390	236	平松268番地	
12	教育サポートセンター	72-4810	72-4810	114	柳子袋557番地2	
13	柳子袋まちづくりセンター	72-2560	72-2561	123	柳子袋860番地1	
14	柳子袋会館	72-2993	72-2993	28	柳子袋三丁目5番18号	
15	甲西文化ホール	72-2133	72-7305	249	中央五丁目57番地	
16	石塚コミュニティセンター	77-4559	77-4683	95	石塚南七丁目6番1号	
17	石塚保養センター	77-2110	77-7019	140	石塚中央一丁目1番3号	
18	石塚文化ホール	77-4657	77-0015	361	石塚中央一丁目2番3号	
19	石塚児童館	77-7040	-	81	石塚中央一丁目1番5号	
20	石塚小学校	77-2030	77-6733	535	石塚中央二丁目3番1号	
21	石塚保育園	77-2073	77-2073	195	石塚中央三丁目3番20号	
22	いっぴく交流センター	77-2972	-	54	石塚西二丁目12番6号	
23	京道のようちえん HOPPA石塚	77-4557	77-5849	162	宮の前一丁目1番1号	
24	石塚中学校	77-3781	77-6802	662	宝塚西四丁目3番1号	
25	南山体育館	77-5400	77-5401	381	南山二丁目1番1号	
26	南山第二体育館	77-5400	77-5401	225	南山二丁目1番1号	
27	石塚南小学校	77-2250	77-6722	335	丸山一丁目1番1号	
28	石塚南まちづくりセンター	77-2535	77-2535	65	石塚南三丁目5番1号	
29	別荘あかつき保育園	77-2950	77-2950	144	石塚南五丁目1番1号	
30	いっぴくの里「福祉パーク館」	77-0041	77-0040	88	東寺西丁目4番1号	
31	京道のようちえん HOPPA石塚南	77-0007	77-0023	141	丸山一丁目1番2号	
32	石塚南高等学校	77-0311	77-0316	1,232	丸山二丁目3番1号	
33	善徳寺くじらこども園	74-1373	74-1373	162	善徳寺1113番地	善徳寺・善徳寺北小学校区 [北山地区、善徳寺区、みどり村地区、三上地区、イワタランド地区、近江台地区、ハイウェイサイドタウン区]
34	善徳寺小学校	74-1795	74-3676	649	善徳寺1583番地270	
35	善徳寺まちづくりセンター	74-3471	74-4005	200	善徳寺西四丁目2番12号	
36	善徳寺北小学校	74-3881	74-3883	485	善徳寺328番地	
37	善徳寺コミュニティセンター	74-0150	69-5240	65	善徳寺775番地1	
38	福祉会館	72-9292	72-9292	98	善徳寺中央一丁目18番地	
39	市民健康交流促進施設(こげあ)	72-5552	72-6310	42	善徳寺4528番地1	
40	善徳寺まちづくりセンター	72-7871	72-7872	139	善徳寺1155番地1	
41	善徳寺こども園	72-1389	72-1389	236	善徳寺2225番地	
42	善徳寺小学校	72-1500	72-1848	639	善徳寺3791番地	
43	善徳寺中学校	72-2680	72-3862	744	正徳寺26番地1	
44	下田まちづくりセンター	75-0011	75-4691	104	下田1515番地	下田小学校区[石塚区、下田区、下田区、下田区、大谷区、南郷区、野方地区]
45	下田小学校	75-0004	75-3766	521	下田2784番地	
46	下田こども園	75-2420	75-2420	147	下田2224番地	
47	下田中学校	75-1158	75-1159	533	善徳寺499番地351	
48	水戸まちづくりセンター	75-3830	-	72	水戸町1番地	水戸小学校区 [南東工業団地北地区、南東工業団地中地区、南東工業団地南地区]
49	水戸児童交流センター(サンヒルズ甲府)	75-8190	75-8192	299	水戸町1番地1	
50	水戸小学校	75-2640	75-2666	641	水戸町31番地1	
51	京道のいっぴく HOPPA水戸	75-0630	75-0630	140	柳影町2番地6	
52	水戸体育館	75-8190	75-8192	215	柳影町4番地2	

※1 甲西高等学校は、指定避難所施設として休館期間を設定して休館期間中は指定避難所として活用しない場合があります。  
※2 甲西中学校は、指定避難所施設として休館期間を設定して休館期間中は指定避難所として活用しない場合があります。  
※3 4月～5月 1日付現在

## 指定緊急避難場所(地震)

No	名称	電話 (0748)	所在地
1	三善小学校グラウンド	72-4616	三善3100番地
2	三善小学校グラウンド	72-0025	夏見1857番地
3	甲西中学校グラウンド	72-1138	針284番地
4	甲西高等学校グラウンド	72-3611	針1番地
5	石塚小学校グラウンド	77-2030	石塚中央二丁目3番1号
6	石塚南小学校グラウンド	77-2250	丸山一丁目1番1号
7	石塚中学校グラウンド	77-3781	宝塚西四丁目3番1号
8	石塚南高等学校グラウンド	77-0311	丸山二丁目3番1号
9	善徳寺小学校グラウンド	72-1500	善徳寺3791番地
10	甲西北中学校グラウンド	72-2680	正徳寺26番地1
11	善徳寺小学校グラウンド	74-1795	善徳寺1583番地270
12	善徳寺北小学校グラウンド	74-3881	善徳寺328番地
13	下田小学校グラウンド	75-0004	下田2784番地
14	水戸小学校グラウンド	75-2640	水戸町31番地1
15	日枝中学校グラウンド	75-1158	善徳寺499番地351

## 指定緊急避難場所(風水害) ○白は、優先的に使用する施設の日表

No	名称	電話 (0748)	FAX (0748)	収容人数 (人)	所在地
1	○ 三善まちづくりセンター	72-4532	72-2636	173	三善1186番地
2	○ 甲西中学校	72-1138	72-3484	1,315	針284番地
3	○ 平松こども園	72-0390	72-0390	354	平松268番地
4	石塚コミュニティセンター	77-4559	77-4683	82	石塚南七丁目6番1号
5	石塚小学校	77-2030	77-6733	803	石塚中央二丁目3番1号
6	○ 石塚保育園	77-2073	77-2073	292	石塚中央三丁目9番20号
7	京道のようちえん HOPPA石塚	77-4557	77-5849	273	宮の前一丁目1番1号
8	京道のようちえん HOPPA石塚南	77-0007	77-0023	212	丸山一丁目1番2号
9	○ 石塚南まちづくりセンター	77-2535	77-2535	98	石塚南三丁目5番1号
10	いっぴくの里「福祉パーク館」	77-0041	77-0040	132	東寺西丁目4番1号
11	石塚高等学校	77-0311	77-0316	1,849	丸山二丁目3番1号
12	福祉会館	72-9292	72-9292	97	善徳寺中央一丁目18番地
13	○ 善徳寺まちづくりセンター	74-3471	74-4005	300	善徳寺西四丁目2番12号
14	善徳寺コミュニティセンター	74-0150	69-5240	98	善徳寺775番地1
15	下田小学校(体育館)	75-0004	75-3766	310	下田2784番地
16	○ 下田こども園	75-2420	75-2420	221	下田2224番地
17	○ 市民健康交流センター(サンヒルズ甲府)	75-8190	75-8192	449	西柳町1番地1
18	水戸小学校	75-2640	75-2666	647	水戸町31番地1
19	水戸体育館	75-8190	75-8192	323	柳影町4番地2

## ●避難場所等の定義

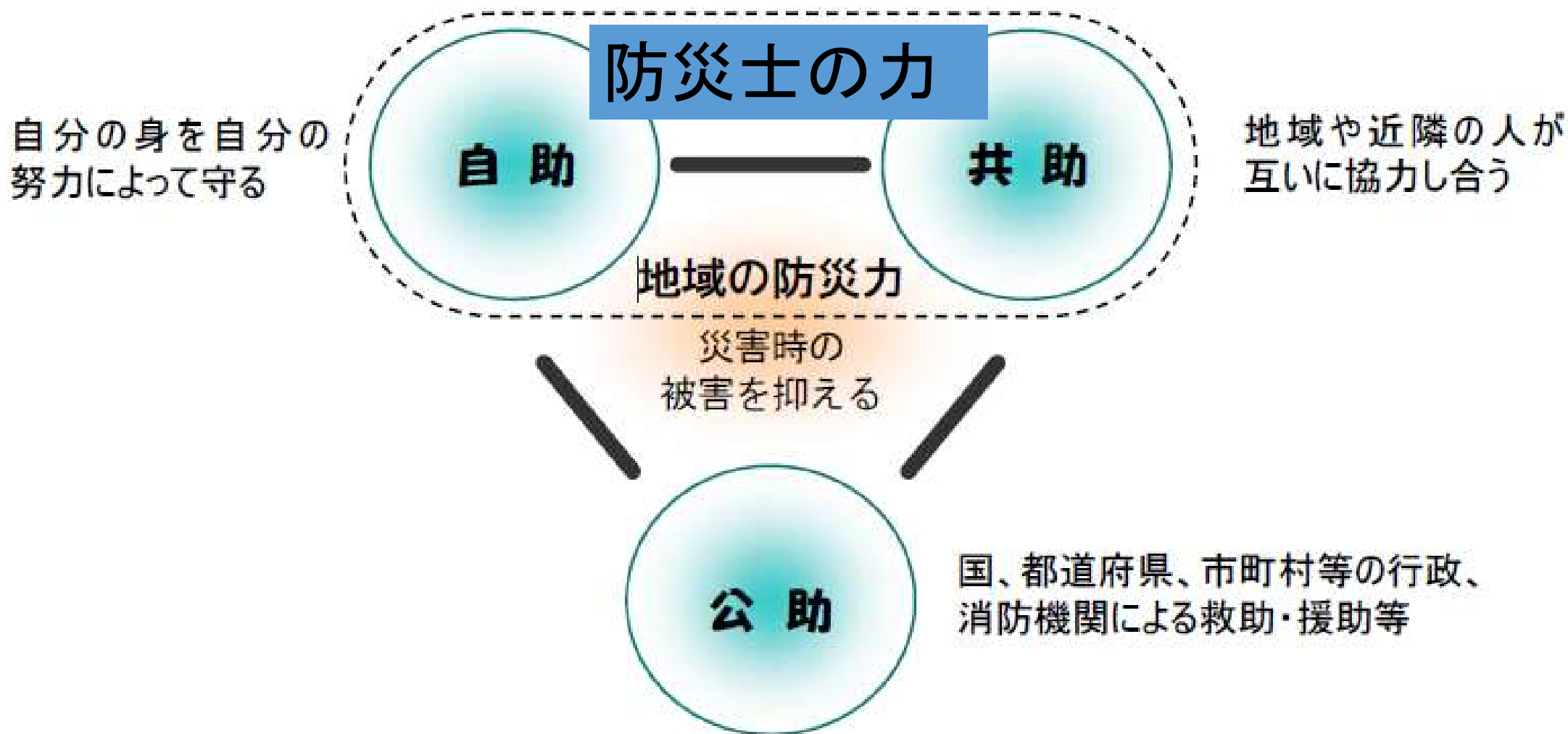
名称	定義
指定避難所	災害に対して安全な小学校などを対象とし、地域の防災活動の拠点となり、被災者の当直の生活空間として活用する施設
指定緊急避難場所(地震時)	地震が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れ、身の安全を確保できる場所
指定緊急避難場所(風水害時)	洪水や土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として活用する施設
福祉避難所	介護の必要な高齢者や障がい者など専門的なサービスが必要とする人を受け入れるための福祉施設



# 地震のゆれと想定される被害

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物(住宅)耐震性が弱い
5強	非常に恐怖を感じる。行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本が多く落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。多くの墓石が倒れる。	壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。	かなりの建物で壁のタイル、窓ガラスが破損、落下する。	倒壊するものがある。
6強	立っていることができず、はわないと動けない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	補強されていないほとんどのブロック塀が崩れる。	倒壊するものが多い。
7	ゆれにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルなどか破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも傾いたり破壊するものがある。

# 自助・共助・公助



# 地震災害時の活動

## 災害時の状況

## 自主防災組織に期待される活動・役割

発生前

- 防災計画の策定
- 防災知識の普及
- 防災訓練の実施
- 資機材等の整備
- 災害危険箇所、避難行動要支援者の把握等

災害発生

～災害発生直後～

発生直後

- 自身と家族の安全確保
- 近隣での助け合い  
(出火防止、初期消火、救助等)

## 災害時の状況

数時間後

地域で救援活動に当たる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民の共助が中心となる。

## ～災害発生から数日間～

数日後

行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出・救護、給食・給水塔を実施する時期となる。

また、外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもある。

## 自主防災組織に期待される活動・役割

- 安否や被害についての情報収集
- 初期消火活動
- 救出活動
- 負傷者の手当・搬送
- 住民の避難誘導活動
- 避難行動要支援者の避難支援
- 避難所運営
- 自治体および関係機関の情報伝達
- 他団体等への協力依頼
- 物資配分、物資需要の把握
- 炊き出し等の給食・給水活動
- 防疫対策、し尿処理
- 避難中の自警(防犯)活動 etc

# 風水害時の活動

## 災害時の状況

## 自主防災組織に期待される活動・役割

発生発生前

ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難準備情報や避難勧告・指示に備えて行動する。また、地域の災害状況に注意する。

※早期の情報伝達・事前行動が必要  
※土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、市に通報する。

- 住民への避難の呼びかけ
- 土のう積み等、被害を抑える行動
- 避難行動要支援者の避難支援

## 災害発生

災害発生直後

早期に避難を完了し、避難所当での安否確認等を実施する時期である。また、状況に応じて、水防活動、救出・救護を実施する。

- ※被害を抑えるための行動と避難所運営
- 自身と家族の安全確保
  - 水防活動
  - 安否や被害についての情報収集
  - 救出活動、負傷者の手当・搬送 etc

# 避難場所の種類

指定避難所

指定緊急避難場所

避難生活をするための施設

災害から一時的に逃れる場所

一次避難地

広域避難地へ避難する前の中継地点

広域避難地

地震火災等で地域全体の避難に使用

福祉避難室

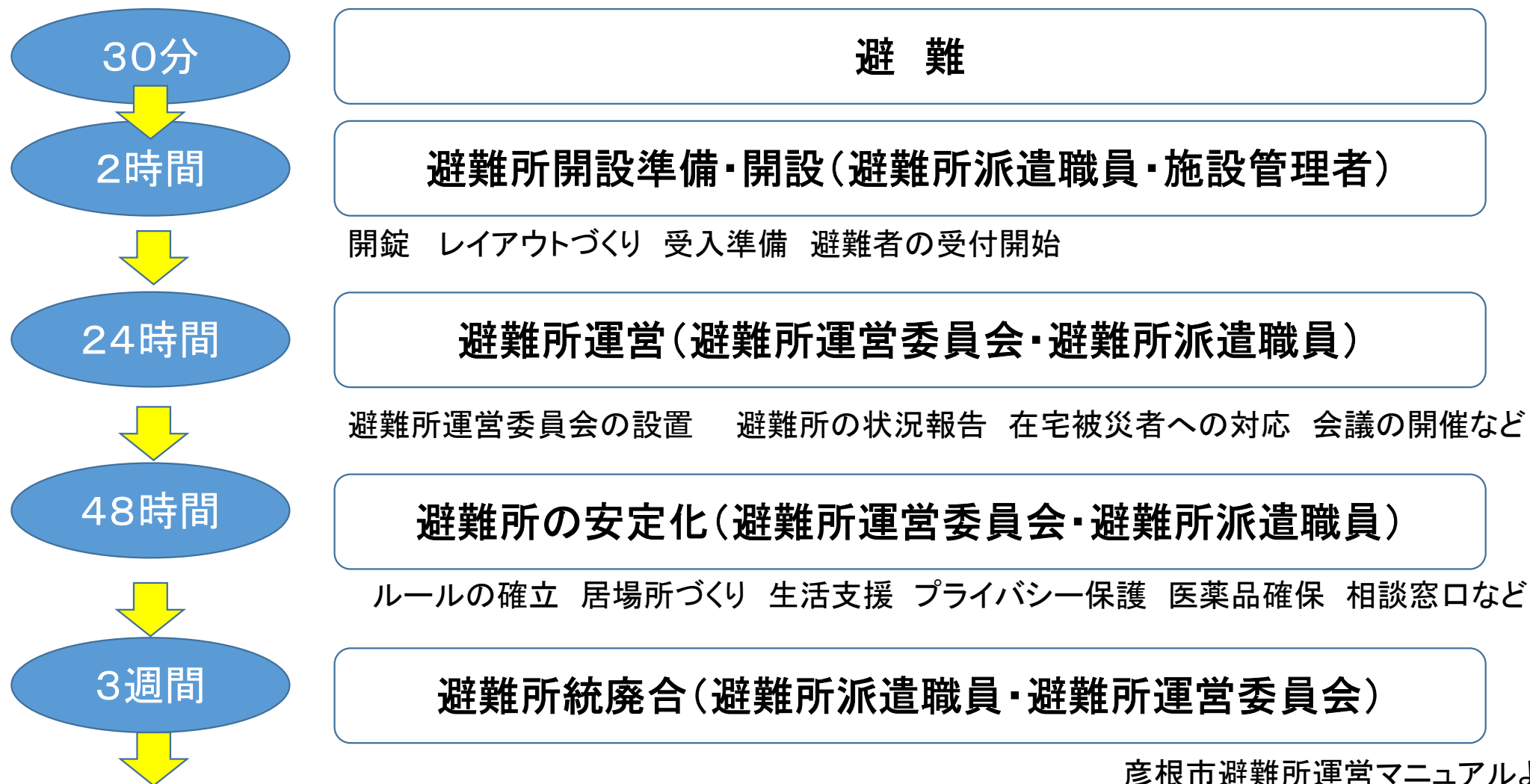
福祉避難所

長期化する場合の対応

一時避難場所

自治会などが定める災害時、一時的に集まる場所

# 避難所開設・運営・撤収への流れ



彦根市避難所運営マニュアルより

# 避難所運営委員会

会長

副会長

事務局長(総務班長)

各班長

一例

避難所派遣職員

支援

連絡要請

協力

施設管理者

災害対策本部

総務班(事務局)

名簿班

連絡広報班

施設管理班

食料・物資班

救護班

環境衛生班

活動員選出

居住組



# 避難所運営委員会

避難者が主体的に協議、決定するための運営機関

- 地域住民の代表  
避難所運営の業務を統括する。  
各班からの報告事項を受けて、避難所内における状況を把握する。
- 市担当者  
避難所運営の全般の管理、市災害対策本部との連絡・調整を行う。
- 施設管理者  
避難所施設全般の管理および避難所運営のサポートを行う。

防災士として…

運営委員会に参画し、避難所のコーディネーターとして活動する

# 総務班

- ・避難所運営委員会の連絡・調整
- ・災害対策本部および関係機関との連絡・要請窓口
- ・避難者からの意見・要望の受付、相談窓口の設置
- ・ボランティアの要請
- ・避難所運営委員会の準備・記録
- ・外部との窓口
- ・ボランティアニーズの把握・受付
- ・ボランティアの配置・調整など・・・

防災士として・・・

災害対策本部との調整、運営委員会の立ち上げを支援する

# 名簿班

- 避難者の把握・リストの作成、避難者等の入退所管理
- 訪問者の受付、マスコミ等部外者の入出管理
- 郵便・宅配便の受付・避難者への手渡し等
- 安否確認等の問い合わせの対応

防災士として・・・個人情報の適切な取り扱いを指導する  
(個人情報保護法の基本的な考え方を理解しておく)

# 個人情報

資料:内閣府国民生活局企画課個人情報保護推進室  
平成20年4月発行「個人情報保護のしくみ」より

# 個人情報保護に関する法体系



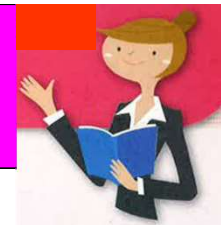
- ※1 個人情報の保護に関する法律
- ※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

地方公共団体は、…その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。(第11条)



主務大臣制(次頁参照)  
分野ごとの措置(各種ガイドライン)

# 個人情報保護に関する法律(概要)



## 「個人情報」とは

個人情報保護に関する法律にいう「**個人情報**」とは、**生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの**(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいいます(法2条)。

よって、死者に関する情報や、法人に関する情報(例えば、企業名や企業の資本金といった情報)は、基本的に個人情報には該当しません。

また、映像や音声は、特定個人を識別できる限りにおいて個人情報に該当します。

なお、**個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報**を、特に「**個人データ**」といいます(法2条4項)。

また、**個人データのうち、開示等の権限を有し、6か月以上にわたって保有する情報**を特に「**保有個人データ**」といいます(法2条5項)。

# 「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」の関係

## 個人情報

生存する個人に関する情報であって特定の個人を識別できるもの

(他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるものを含む。)  
(例)データベース化されていない書面・写真・音声等に記録されているもの

## 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報

(例)委託を受けて、入力、編集、加工等のみを行っているもの

個人情報取扱事業者が開示、訂正、削除等の権限を有する個人データ

## 保有個人データ

(例)自社の事業活動に用いている顧客情報  
(例)事業として第三者に提供している個人情報  
(例)従業者等の人事管理情報

# 「個人情報取扱事業者」とは



個人情報の保護に関する法律第4章から第6章まで(以下「義務規定」という。)により規定されているのは、民間部門であり、一定の民間事業者に対して、全事業分野に共通する必要最低限の義務を課しています。

この義務規定の対象となる一定規模の民間事業者のことを「**個人情報取扱事業者**」といいます。

この個人情報取扱事業者とは、**5,000人分を超える個人情報を、紙媒体・電子媒体を問わず、データベース化してその事業活動に利用している者**のことです。

よって、5,000人分以下の個人情報を活動に利用している民間事業者や事業活動をしていない一般私人は、義務規定の対象となりません。例えば、私的な目的で、年賀状を送るために私物のパソコンで名簿を作成・管理している場合などは、義務規定の対象になりません。



## 個人情報

### 個人情報データベース等

検索できるように体系的に構成したもの(法2条)

- (例)
- コンピュータ処理情報
  - マニュアル処理情報  
(個人情報を一定の規則に従って整理し、目次、索引等を有するもの)

## 基本理念

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない(法3条)

### 一般私人

事業の用に供しない者

### 個人情報取扱事業者

⇒個人情報保護法の義務規定の対象

- 利用目的による制限(法16条)
- 適正な取得(法17条)
- 安全管理措置(法20条)
- 第三者提供の制限(法23条)
- 利用目的の通知・開示・訂正・利用停止等(法24~27条)など

### 小規模事業者

事業の用に供する個人データによって識別される人数が5,000人未満の者

## 第三者提供の制限(法23条)

あらかじめ本人の同意を得ないで、本人以外の者(第三者)に個人データを提供してはいけません。  
ただし、次の場合には、本人の同意を得ずに、第三者提供することができます。

### 1 法令に基づく場合

- ・警察や検察等から、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合
- ・弁護士会から、弁護士法に基づく所要の弁護士照会があった場合

法令に基づく場合  
に関する例外に該当

### 2 人の生命、身体または財産の保護に必要な場合

- ・大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対して患者に関する情報提供依頼があった場合
- ・製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから家電販売店に対して、顧客情報の提供依頼があった場合

人の生命、身体  
または財産の保護に  
必要な場合  
に関する例外に該当

### 3 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合

- ・地域がん登録事業において、地方公共団体から医療機関に対して、がんの診療情報の提供依頼があった場合
- ・児童虐待に関わる通告があった場合

公衆衛生・児童の  
健全育成に特に  
必要な場合  
に関する例外に該当

### 4 国等に協力する場合

- ・税務署等から事業者に対して、任意の顧客情報の提供依頼があった場合
- ・統計調査に協力する場合

国等に協力する場合  
に関する例外に該当

また、委託の場合、合併等の場合および一定事項の通知等を行って共同利用する場合には、その相手方は「第三者」には該当しません。

個人情報保護法23条は災害時などを想定し、「生命、身体または財産の保護のために必要な場合」として例外規定を設け、本人の同意がなくても個人データを提供できるとしている。

# いわゆる「過剰反応」の典型例



個人情報であれば何でも「保護」だと...

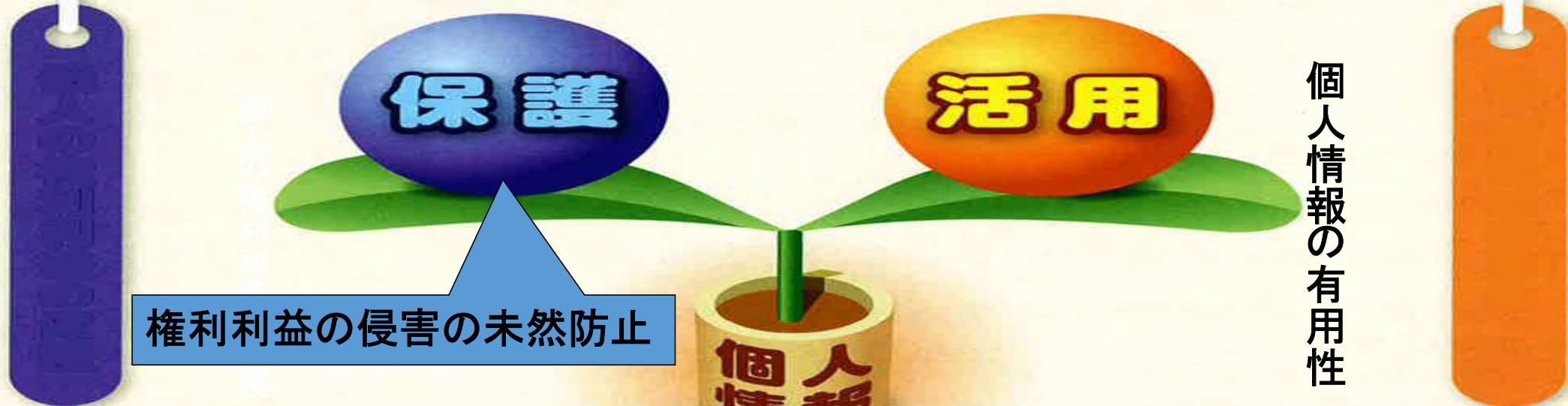
**誤解**

法の定め以上に個人情報の提供を控えてしまう  
いわゆる「**過剰反応**」が一部見られます



## 個人情報保護法は

「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図るものです。



法律を正しく理解し、個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用することが大切です。



# 個人情報の有効活用するために

- 個人情報の**使用目的**を明確にすること
- 個人情報の提供について**本人が同意**すること
- それぞれが個人情報に対する**取扱注意点を認識**すること
- 個人情報の**定期的な更新**を行うこと

# 連絡広報班

- ・情報収集と総務班との連絡・調整
- ・収集した情報の多様な手段での避難者等への提供
- ・要配慮者や在宅被災者に配慮した情報提供
- ・外部への避難者情報の提供

防災士として・・・

防災士のネットワークによる情報の共有と伝達の支援

# 施設管理班

- 施設の警備、利用管理
- 避難所屋外の対応

防災士として・・・

避難所で起こり得る様々な問題を指摘し、警備体制を強化する



# 食料・物資班

- ・食料・飲料水の配給
- ・救援物資・日用品物資調達・管理
- ・炊き出しの配給
- ・避難者への物資の配給
- ・在宅被災者への配給方法の掲示・配給

防災士として・・・有効な食料の分配、配給の効率化を図る

# 救護班

- ・傷病者への対応
- ・要配慮者への対応
- ・被災者の健康状態の確認

防災士として・・・応急手当、救護方法の指導

# 環境衛生班

- ・感染症予防（手洗い・消毒の励行推進）
- ・生活衛生環境の管理

防災士として・・・感染予防の呼びかけ、早期のトイレ、ゴミ処理場の設置

日頃からできる訓練や演習

## 初期消火訓練（消火器の使い方）



意外とできない消火器の操作



写真提供：防災情報新聞社

# 住民による救出訓練（瓦礫の下から救出）



写真：日本防災士会



応急手当、三角巾やAEDの使い方

写真：日本防災士会

## 災害図上訓練DIG

DIG(ディグ)は、参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練です。Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)の頭文字を取って命名されました。

DIGでは、参加者が大きな地図を囲み、みんなで書き込みを加えながら、ワイワイと楽しく議論をしていきます。

その中であなたは、あなたと家族が住む地域に起こるかもしれない災害を、より具体的なものとしてとらえることができます。

また、ゲーム感覚で災害時の対応を考えることもできます。





## 防災まち歩き

自分たちのまちは、災害に強いのでしょうか？どのような災害リスク(まちの弱いところ)があるのか？

また、強いところも確認しましょう。確認したことを大きな地図に落とし俯瞰(ふかん)すると、災害から身を守るための様々な事がわかります。

避難所まで行くには、どの経路を選択すればいいのでしょうか？

この道は避難所への近道ですが、ブロック塀が続いています・・・など、地域を防災の観点から再確認！



2014. 1. 18 ひこね市民活動まつりでの防災まち歩き

## 避難所運営ゲームHUG

もし、あなたが避難所の運営をしなければならない立場になったとき、最初の段階で殺到する人々や出来事にどう対応すれば良いのでしょうか。

避難所HUGは、避難所運営を皆で考えるためのひとつのアプローチとして開発されたものです。

避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。



## ダンボールトイレの作成

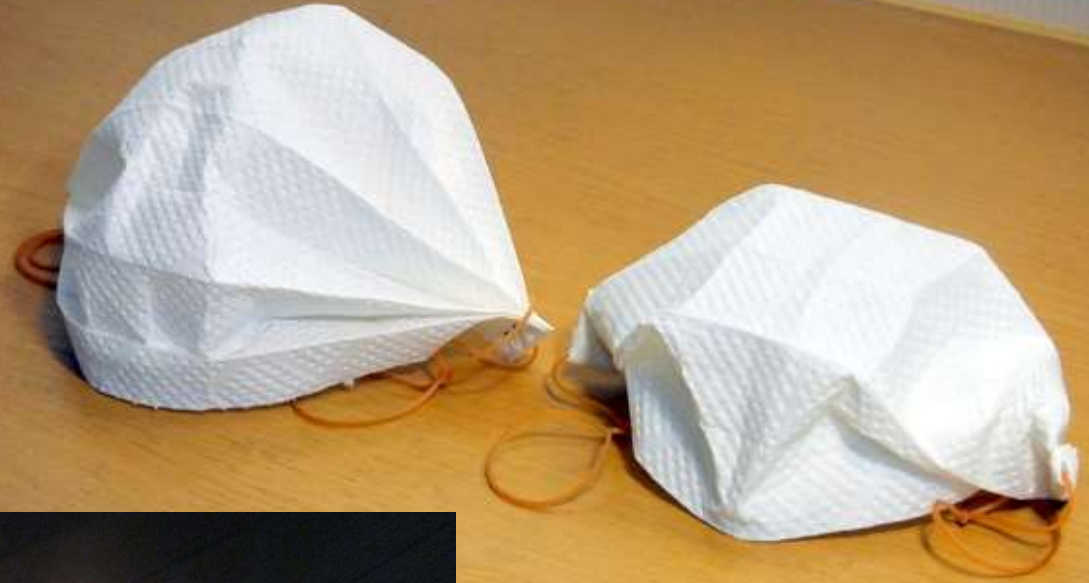
NPO法人日本トイレ研究所

段ボール2つと、ガムテープ、カッターナイフ、ポリ袋(45ℓ)、筆記用具などを用意します。

高さ28cm,長さ47cm,幅31cmの段ボールで作成します。(他のサイズでもOK)



# 各種防災グッズの作成



Copyright © 20



## 自主防災組織災害対応訓練

イメージTENとは、自主防災組織の役員を中心に、災害時にどう対応したらいいかを考えるイメージトレーニングです。

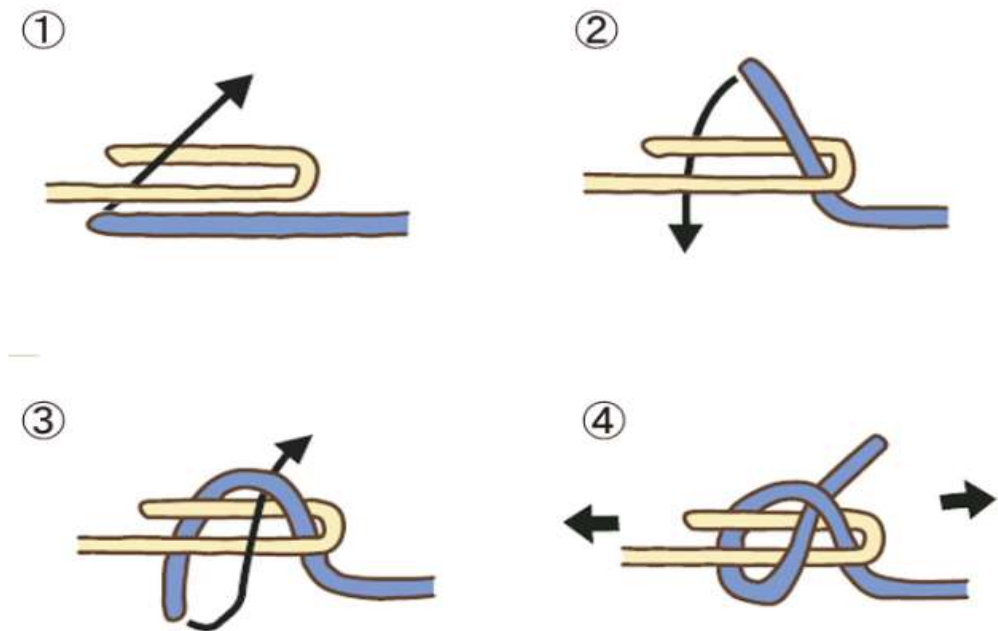
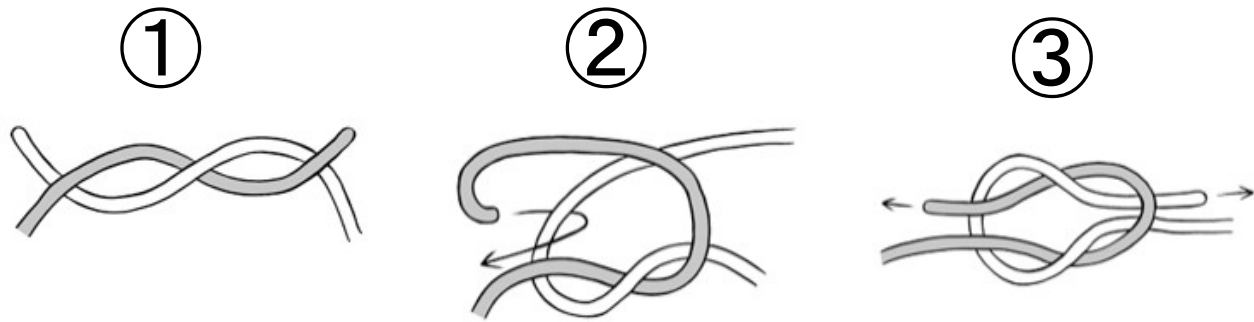
架空の地域Aの地図を使用して、発災後の状況が時系列に課題として示され、5名～10名で具体的な対策などを考えていくものです。参加者が自主防災組織の役員となった場合の疑似体験を経験することで、地域における災害対応を俯瞰的に理解することができます。

資料提供：静岡県危機管理部危機情報課

自主防災組織災害対応訓練

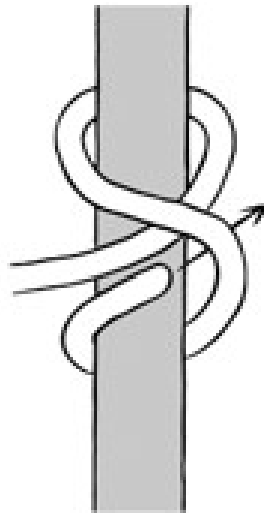
# イメージ T<sup>テ</sup>EN<sup>ン</sup>



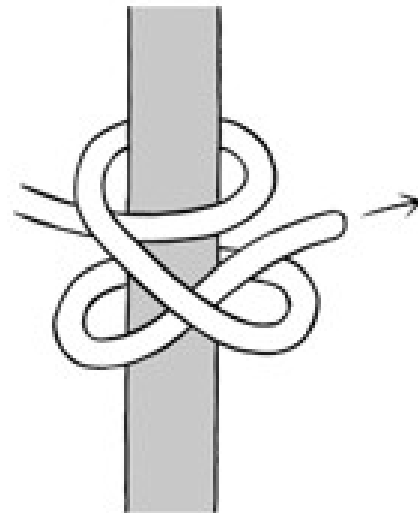




①



②





①



②



③



④



⑤



⑥





# 防災士の心得

日々健康

日々勉強

日々訓練

ご静聴ありがとうございました

滋賀県地域防災アドバイザー      防災士   笠原恒夫